

令和 年 月 日

株式会社サンコーオート御中

自動車用テレビ等視聴工事依頼

私は、下記に示す自動車に装着又は、装着された自動車用テレビ等について、運転者以外の者が走行中の操作、視聴可能にする工事を依頼いたします。

ただし、道路交通法第 71 条及び、関係法令を遵守し安全運転に努め、万一、テレビの視聴や操作が原因で事故が発生した場合においても自己責任において対応し、法律上の責任を負うことを約束いたします。また当該車両を第三者に譲渡又は、貸与した場合も自己責任において対応することを約束します。

純正ディスプレイへ、テレビキットの装着は「ナビに走行していないと認識させる事」によって「テレビ視聴が出来るようになっている」特性上、誤作動が起きる事がある事、メーカー保証が受けられない事等、デメリットが存在する事を了承しております。

また、ディスプレイの脱着取付を行う際、特に 9 型以上の場合には脱着・取付時にナビ縁に干涉傷が付く恐れがある事も了承しております。

1.工事依頼車両

登録番号もしくは車台番号：

車種名：

2.工事依頼者（自署）

住所：_____

氏名：_____

3.参考 道路交通法該当条項

（運転者の遵守事項）

第 71 条 車両等の運転者は次に掲げる事項を守らなければならない

（中略）

5-5 自動車または原動機付自転車を運転する場合には、当該自動車等が停止しているときを除き、携帯電話用装置、自動車電話用装置その他の無線通話装置を通話のために使用し、又は当該自動車等に取り付けられ若しくは持ち込まれた画像表示装置に表示された画像を注視しないこと。